論　説

生乳クオータ制度廃止をめぐる近年の議論の動向
――EU 規則261/2012を中心に――

亀 岡 鉱 平

1．はじめに
2．生乳クオータ制度廃止論の内容
（1） 外在的要因
①ヘルス・チェックの提起
②乳価維持機能の低下
③世界的乳製品需要高まりの見通し
（2） 内在的要因
（3） 廃止論から導き出される方向性
3．ソフト・ランディングの内容と機能
（1） レント概念
（2） 法的根拠
（3） ソフト・ランディングの影響予測
4．ミルク・パッケージ及び規則261/2012の内容
（1） ミルク・パッケージ及び規則261/2012の内容
①契約関係化（contractual relations）
②交渉力の強化（bargaining power）
③業種間の組織化（inter-branch organisations）
④透明性（transparency）
（2） まとめ
5．おわりに―危機対応としての「協同」の今後―

1．はじめに

本稿の課題は，2012年に新たに制定された規則261/2012を中心に，2015年での生乳クオータ制度廃止後の EU における酪農政策の構想内容を検討

することである。

EU においては，1984年以後共通農業政策（Common Agricultural Policy : CAP）の枠組みの中で生乳クオータ制度を用いた生乳の生産調整政策が実施されてきた。この制度の内容，制度改正の展開等については拙稿を参照されたいが(1)，本制度は2015年での廃止が予定されている。制度廃止を導いた理由，制度維持が困難となった理由としては，本稿で詳述するように多様な要因が考えられるが，主には① CAP 自体の転換・改革（2003年 CAP 改革からヘルス・チェックの提起という一連の展開），②近年の乳価の激しい変動に対する乳価維持システムとしての生乳クオータ制度の無力さ，③世界的な貿易自由化の傾向と世界的乳製品需要の高まりの見通し，④制度自体が不可避的に伴っている非効率性に対する批判の高まり，といった諸要因を指摘することができる。また，①，②及び③は制度に対して外在的な要因であり，④は制度内在的な要因であると言うことができる。

一方で，このような制度廃止の背景は，制度廃止後の新しい酪農政策の内容を同時に方向づけるものでもある。その内容は，生乳クオータ制度という一種の市場管理・介入手法からの撤退と酪農部門の市場経済への対応力の強化，と整理することができる。市場対応力強化のための具体的方策として，制度廃止の経過措置としてのソフト・ランディングを経過しつつ，生産者の協同化の促進を通じた加工業者（生乳購入者）に対する交渉力の強化を中心としたプランが練られている。特に後者のプランに関する EU レベルでの枠組みは，「ミルク・パッケージ」と呼ばれる規則改正案と，それに基づいて制定された新規則261/2012に示されている。

本稿では，以上のような生乳クオータ制度廃止を巡る EU 酪農政策の動向に関して(2)，（１）生乳クオータ制度廃止論の内容，（２）廃止までの経過措置（ソフト・ランディング）の機能状況，（３）ミルク・パッケージ及

（１）　拙稿「EU 及びドイツにおける生乳クオータ制度の歴史と現状」早稲田法学会誌61巻 2 号（2011年）157頁以下。

（２）　現在廃止に向かっている生乳クオータ制度に関する最近の研究として，平岡

び新規則の内容の各項目をそれぞれ検討する。また，ミルク・パッケージは，生産者の協同化を中心的内容としていると述べたが，生産者の協同化の先には，協同した生産者，交渉相手である生乳加工業者，政府の三者の関係について，新しいあり方が示されているようにも思われる。そこで，政策動向の検討とともに，最後に協同化論についての若干の検討を行うことで，理論的寄与を行いたい。

2．生乳クオータ制度廃止論の内容

（1） 外在的要因

①ヘルス・チェックの提起

生乳クオータ制度の廃止は，まず共通農業政策の見直しを示唆した2008年の Health Check（ヘルス・チェック）において言及された(3)。ヘルス・

祥孝「近年の EU 生乳クオータ制度に関する一考察」札幌大谷大学紀要42号（2012年）13頁以下，前間聡＝小林奈穂美「EU 酪農乳業市場の最近の動向」畜産の情報258号（2011年）57頁以下等が有益だが，本稿は，これらの農業経済学的，農政学的成果に依拠しつつ，制度を支える法内容や法改正に力点を置いた検討を行う。

（3） ヘルス・チェックについては，Commission of the European Communities, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council–Preparing for the "Health Check" of the CAP Reform–*, 2007. 及び Commission of the Enropenn Communities, *Proposal for a Council Regulation establishing common rules for direct support schemes for farmers under the common agricultural policy and establishing certain support schemes for farmers, Proposal for a Council Regulation on modifications to the common agricultural policy by amending Regulations (EC) No 320/2006, (EC) No 1234/2007, (EC) No 3/2008 and (EC) No […]*/2008, *Proposal for a Council Regulation amending Regulation (EC) No 1698/2005 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), Proposal for a Council Regulation amending Decision 2006/144/EC on the Community strategic guidelines for rural development (programming period 2007 to 2013)*, 2008. を参照（4つの Proposal

チェックの基本的方向性は，「市場シグナルが一層伝達し易くするための制度改正の推進」(4)，市場介入的制度からの転換としての「市場支持のセーフティネット化」(5)，「市場原理活用型の価格政策の徹底」(6) 等と性格づけられているが，ヘルス・チェックの検討過程においても，「CAP が効果的なセイフティ・ネットとして役立つメカニズムを構成するよう確保することが，農業者にとって重要であることを強調する」(7) と述べられた。つまり，直接支払い政策の導入を経て，価格決定は市場に委ねられることを基本とするに至り，残された介入的政策についてはセーフティ・ネットとしての意義を付与するにとどまるものとされたということである。生乳クオータ制度も間接的経路をとるものの，生乳の価格維持を目的とする介入的制度の一つであり，ヘルス・チェックにおいて示された理念からすると否定の対象となるものであった。

CAP 改革案としてのヘルス・チェックが以上のような方向性のものとして公表された背景として，主に二つの事情が指摘される(8)。第一には，

は合わせて一つの文書となっている)。前者が最初に欧州委員会により公表された改革構想であり，後者が前者に関する一定の議論を経た後に提出された具体的な規則改正案である。

（4） 杉中淳「EU 共通農業政策ヘルスチェックの概要について」農村計画学会誌 28巻 2 号（2009年）67頁。

（5） 溝手芳計「CAP「ヘルスチェック」と EU 農政改革の現段階」農業と経済 75巻 6 号（2009年）62頁。

（6） 古内博行「CAP 改革の健康診断（Health Check)」経済研究23巻 4 号（2009年）700頁。

（7） Council of the European Union, *Communication from the Commission "Preparing for the "Health Check" of the CAP Reform" —Adoption of Council Conclusions—*, 2008, p. 5. 翻訳については，是永東彦「2008年 CAP 改革—「ヘルスチェック」の成果と意義—」『平成20年度海外農業情報調査分析事業欧州地域事業実施報告書』（社団法人国際農林業協力・交流協会，2009年） 7 頁を参考にした。

（8） 是永東彦「CAP ヘルスチェックを中心に—CAP ヘルスチェックの課題と展望—」『平成19年度地域食料農業情報調査分析検討事業欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』（社団法人国際農林業協働協会，2008年） 3 頁参照。

WTO農業交渉（ドーハ・ラウンド）への対応である。ヘルス・チェックの主要な改正内容は，具体的には，品目別の直接支払いから品目横断的に生産者に対して支払いが行われる単一支払い（Single Payment Scheme (SPS)）への統合・転換の一般化という点にあった。このような市場指向型の政策への転換の一般化には，直接支払いの受給条件としてのデカップリング（支払いと生産の切断）の深化を通じて，将来的にWTO体制の下で許容されうる農業政策手法にいち早く対応し，政策の正当性を確保しておくという意図があったとされる。第二に，EU域内市民に対する農業政策の正当性のアピールという点に意義があったとされる。従来型の介入的政策手法は多大な財政支出及び行政コストを要するものであったために，その負担者であるEU市民から政策実施に関する合意を調達することが次第に困難なものとなりつつあったという事情が存在していた(9)。そこで，直接支払いの受給条件を環境保護等に関係させつつデカップリングすることは，従来の価格政策に比べて政策運用に係る費用を削減するものであるので，負担に対する市民の合意獲得のために有効な対応策であると考えられた。

以上のような方向性を提示したヘルス・チェックにおいて，生乳クオータ制度は以下のように論じられた。

「生乳クオータ制度の終了に適応するために，ヘルス・チェックは，
・2014/15年での生乳クオータ制度の終了に向けた「ソフト・ランディング」を準備するための生乳クオータの増量を提案し，
・この移行を促進するために必要な他の酪農政策手法の変更を確認し，
・特定の地域において予測される不利な効果を緩和する手段を提案するもの，であるべきである。」(10)

（9） 直接支払い政策に対する国民合意形成の必要と現状については，飯國芳明「国民合意に基づく制度設計のための論点整理」農業経済研究82巻4号（2011年）245頁以下及び石井圭一「EUからみた直接支払制度のあり方」同270頁以下等参照。

（10） Commission of the European Communities (2007), *supra* note 3, p. 8.

「生乳クオータ制度は2015年に終了するのであるから，酪農部門が2015年以後において生乳クオータ無しで市場に適合するよう漸次的な移行措置によって補助することが望ましい。そこで，生乳クオータ制度の終了に向けて酪農部門に対して「ソフト・ランディング」を認めるために，生乳クオータの毎年の増量が提案される。一般的に，生乳クオータ制度の終了は，生産の拡大，価格の低下及び酪農部門の競争力の強化をもたらすものと考えられる。にもかかわらず，特に山間地域（しかしそういった地域には限らない）においては，最低限度の生産を維持することが困難になることも予測される。この問題に対しては，規則第68条に基づく直接支払いを用いた特別措置によって対応することが可能である。」(11)

「生乳クオータ制度が2015年に廃止される予定であることに留意するとともに，当該部門にとってのソフト・ランディングを確保し，市場志向的な酪農政策への円滑な移行と当該部門の予見可能性を保証するという欧州委員会の示唆を歓迎する。このソフト・ランディングは，可能な付随的措置を伴う割当の漸増を必要とするほか，市場管理措置の適切な使用，並びに割当廃止が牛乳生産の持続を困難にする特別に脆弱な地域を支援する措置を要請すると考える。欧州委員会が，この点について適切な手段を講じ，ソフト・ランディングへの過程を継続的に監視し，報告するよう要請する。」(12)

ここで重要なのは，①まず，生乳クオータ制度の2015年での廃止が明言されていること，②生乳クオータ量の漸増を内容とする，制度廃止に伴う経済状況の変化を縮小する意図の措置（＝ソフト・ランディング策）が構想されていること，③これらを主内容とする改革の目的は，「市場志向的な

(11)　Commission of the European Communities (2008), *supra* note 3, p. 9.

(12)　Council of the European Communities, *supra* note 7, p. 5, 是永前註 7） 7 頁参照。

酪農政策」の実現であるとされていること，④条件不利地域等に対しては特別措置を行うことが予定されていること，の４点である。ヘルス・チェックにおけるこのような生乳クオータ制度の廃止提言は，ヘルス・チェックの中心的論点の一つとして大きな話題となったが，制度廃止が完全に規定路線となった現在から見ると，市場原理志向を理由として制度廃止を提言したヘルス・チェックの意義は依然として大きい。また，ここで言及されたソフト・ランディング策も，生乳クオータ量の2009年度から毎年１％増（2008年度は２％増）という形で，ここで述べられた構想どおりに実施されることとなった(13)。

②乳価維持機能の低下

次に以上のような大枠としての政策の潮流と並んで，生乳クオータ制度

（表１）　生乳価格の推移（主要乳業会社の生乳買取価格の平均値）

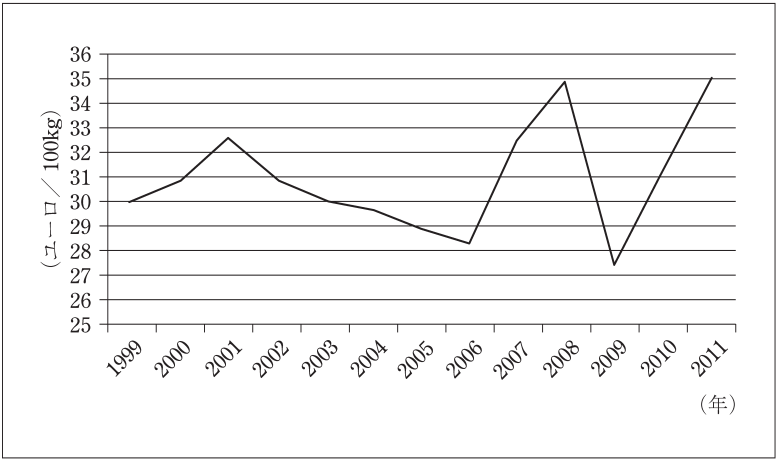

＊LTO, *LTO International Comparison of Producer Prices for Milk 2011*, 2011. から作成

（13）　漸増率等ソフト・ランディングの具体的内容決定に至るまでの議論に関しては，和田剛＝小林奈穂美「EU における生乳クオータの拡大とその影響」畜産の情報225号（2008年）78頁以下参照。

（表 2 ）EU 全体での生乳供給量実績（出荷クオータ分）と生乳クオータ超過状況

＊2006/07年度までは EU25カ国で算出，2007/08年度以降は EU27カ国で算出
＊2010/11年度の各数値は暫定値
＊欧州委員会の各年度の報道発表から作成

	2004/05年度	2005/06年度	2006/07年度	2007/08年度
生産者数	631, 940	878, 920	807, 103	1, 033, 248
出荷量(t)	125, 252, 683	135, 134, 341	134, 925, 874	137, 404, 951
生乳クオータ量(t)	125, 937, 181	135, 661, 315	136, 845, 141	139, 626, 315
超過量(t)	1, 068, 413	1, 148, 916	774, 726	1, 217, 164
課徴金額(1000ユーロ)	＋355, 461	＋355, 130	＋221, 107	＋338, 737
超過率(%)	＋0. 8	＋0. 8	＋0. 6	＋0. 9

	2008/09年度	2009/10年度	2010/11年度
生産者数	934, 881	838, 725	712, 292
出荷量(t)	137, 603, 380	134, 768, 288	137, 984, 579
生乳クオータ量(t)	142, 986, 778	144, 779, 907	146, 076, 614
超過量(t)	-5, 383, 397	-10, 011, 619	-8, 092, 035
課徴金額(1000ユーロ)	＋96, 974	＋18, 841	＋54, 988
超過率(%)	-3. 8	-6. 9	-5. 5

が実質的に乳価維持機能を果たせなくなりつつあったという点が廃止論につながる事実の一つとして指摘される。

表 1 及び 2 に基づくと，まず2006年度から2009年度にかけて，乳価の著しい変動があったことがわかる。一方で生乳クオータの使用状況については，EU 全体として生乳クオータ量を使い切らない又はわずかな超過にとどまる状況が継続しており(14)，その状況は乳価変動期においても当ては

(14)　出荷クオータに関して，出荷量が生乳クオータ量を下回っているにもかかわらず超過量及び課徴金が発生しているのは，EU 全体として生乳クオータ量を超過することがなくても，生乳クオータの割当は各加盟国毎であるため，個別に出荷量が超過している国々が存在するためである。各年度において，出荷量

まっていることがわかる。このことは，乳価維持を目的として設定された生乳クオータ量に対して実際の生産量が一致ないし下回っていたにも関わらず，現実には乳価維持が達成されなかったということを示している。このような状況から，生乳クオータ制度の形骸化が指摘され(15)，①で指摘した政策動向も相まって，生乳クオータ制度の廃止論議につながったと考えられる。

この乳価の著しい変動の理由としては，①新興国における乳製品需要の高まり，②ロシアや中東諸国等産油国における輸入の増加，③穀物価格の上昇による飼料価格の上昇，④干ばつによるオーストラリアからの輸出の減少，そして⑤2008年度以降におけるこれらの乳価上昇要因の沈静化，といった多様な要因が指摘される(16)。また，国際乳製品市場は，輸出が特定の国々に集中しているために，それらの国々における生産変動がダイレクトに世界市場に影響を与えてしまいやすいという構造的特徴を備えてお

が生乳クオータ量を超過した国々を列挙すると，2004/05年度は，ベルギー，ドイツ，スペイン，アイルランド，イタリア，ルクセンブルグ，オランダ，オーストリアの8カ国，2005/06年度は，チェコ，ドイツ，スペイン，イタリア，キプロス，ルクセンブルグ，オーストリア，ポーランド，ポルトガルの9カ国，2006/07年度は，デンマーク，ドイツ，イタリア，キプロス，ルクセンブルグ，オランダ，オーストリアの7カ国，2007/08年度は，ドイツ，アイルランド，イタリア，キプロス，ルクセンブルグ，オランダ，オーストリアの7カ国，2008/09年度は，イタリア，キプロス，ルクセンブルグ，オランダ，オーストリアの5カ国，2009/10年度は，デンマーク，キプロス，オランダの3カ国，2010/11年度は，デンマーク，キプロス，ルクセンブルグ，オランダ，オーストリアの5カ国である。2008/09年度まではイタリアの超過量が特に目立っていたが，課徴金額の減少とともに，EU全体としての超過もなくなっていった。

(15) European Commission, *Report from the European Commission to the European Parliament and the Council —Evolution of the Market Situation and the Consequent Conditions for Smoothly Phasing Out the Milk Quota System—*, 2010, p. 5f.

(16) 清水池義治「国際乳製品市場の動向と日本への影響」出村克彦＝中谷朋昭編著『日豪FTA交渉と北海道酪農への影響』（デーリィマン社，2009年）43及び次頁参照。

り，2006年以後の乳価変動においてはさらに投機的動きが加わったという点も重要である(17)。これらの現象は酪農経済内部の問題でも EU 域内固有の問題でもなく外在的な要因の複合物であったが，農産物市場がグローバル化し，世界的に地域間相互の影響力が高まる中で，これらの外在的要素の影響力が大きくなり，生乳クオータ制度によって EU 域内の酪農経済をコントロールすることが次第に困難になっていったものと考えられる。今後も新興国を中心として乳製品需要が高まる傾向等が見られる中で，さらに天候等に起因する乳価乱高下の可能性があるとするなら，乳価維持機能を最早発揮できない制度を継続する意味は小さいと判断されることになる。

また，WTO 体制下での輸出補助金の削減等も間接的に生乳クオータ制度の機能不全化に関与していると分析される。自由貿易体制構築の過程の中で，輸出補助金等は「赤の政策」として最も厳しく取り締まられることとなったが，この輸出補助金等が裏づけとなって過剰乳製品を海外に放出できていたことも，生乳クオータ制度と並び域内市場の安定化にとっては重要であった。しかし，輸出補助金の運用が継続困難となることは，域内市場安定化の機能として生乳クオータ制度に求められる負担がより大きなものとなることを同時に意味する。このような状況が，他の政策手法との組み合わせの中で市場安定機能を発揮してきた生乳クオータ制度の機能を低下させる一因となったと考えられる(18)。

さらに，現在のソフト・ランディング措置の下で，生乳クオータを超過している国々と超過していない国々とがあるが（本稿註14参照），前者は過剰生産が構造化していて市場感応力が低い国々であり，後者は EU 域内における需要の低下に適切に反応しているという点で市場感応力が高い国々

(17)　長谷川敦「乳製品の国際相場高騰と需給事情―乳製品貿易の脆弱性と鍵を握る国々の動向―」畜産の情報海外編220号（2008年）46頁以下参照。

(18)　D. Colman, “EU Dairy Sector Policy and Reform Options”, in D. Colman (eds.), *Phasing Out Milk Quotas in the EU ―Main Report―* (The University of Manchester, 2002), p. 17.

であるとも捉えることができる(19)。前者の国々に関して言えば，生乳クオータ制度の温存は，伝統的酪農構造の非効率的な温存を意味することになる。現状を以上のように捉えるならば，生乳クオータ制度を維持する意義は自ずと見出し難くなる。

③世界的乳製品需要高まりの見通し

現在新興国を中心に乳製品需要は堅調に増加する傾向にあると分析される(20)。乳製品需要・消費の増加傾向は，経済成長に伴う食の高度化の一面として，一定の経済発展を達成した国々の多くが経験してきた現象であるが，新興国の経済成長が著しい昨今，この傾向はある程度継続するものと考えられる。そして，この傾向の中に新たな生乳市場の可能性を見出しうるとするなら，EU が生乳クオータ制度に基づいて域内の生産を抑制することは新規の市場獲得の機会を失うことになりかねない。特に，世界的に乳製品消費量の変化率が生産量の変化率を上回っている状況は，乳製品生産量において圧倒的シェアを占めている EU にとっては，見逃すことができないものである(21)。以上のように，生乳生産拡大にとって追い風となる状況が存在することも，生乳クオータ制度廃止を導く要因の一つとして挙げることができる(22)。

（２）　内在的要因

次に制度の内在的要因として指摘されるのが，制度自体が内在する非効

(19)　Committee of the Regions 90th Plenary Session 11and 12 May 2011, *Draft Opinion of the Committee of the Regions on the Milk Package*, 2011, p. 4.

(20)　European Commission, *supra* note 15, p. 4f.

(21)　清水池前註16）38頁以下参照。

(22)　2003年の CAP 改革時の生乳クオータ制度改正に際しても，このような世界市場の動向を加味した改革のあり方が議論されたとされる（M. Zoeteweij-Turhan, *The Role of Producer Organizations on the Dairy Market*, (Baden-Baden : Nomos, 2012), p. 199.)。

率性の問題である。この点については拙稿において既に取り上げた点であるが(23)，非効率性の内容として，市場介入的制度が存在することによって完全競争市場が成立し得ないために生じる死荷重の問題と，制度運用に伴う行政コストの問題が挙げられる。特に死荷重については，生乳クオータ移動についての諸規制（土地との附従等）を緩和することで一定程度解消されてきたが，規制を緩和し続けることは制度の形骸化でもあり，効率性を重視する立場からは，最終的には制度の存在自体が否定されることになる。このような主張は特にイギリスにおいて有力なものだったが(24)，乳価維持や一定の農業構造の維持よりも生産構造の改善を通じて制度なしでも市場での競争力を獲得することを志向するなら，制度に伴う負担は障害以外の何者でもなく，生乳クオータ制度の廃止要求に結びつくことになる。

さらに，生乳クオータ制度は生乳・乳製品チェーンの市場感応力の発達を妨げるものであった，という評価が重要である。生乳クオータ制度は，生乳クオータ量を法的に決定することで域内流通量を管理し，それによって市場の安定化を図ることを目的とした制度であったが，このことは生産抑制的に設定された生乳クオータ量を護持すれば，一定の乳価が維持されるということを同時に意味するものであり，生乳生産に当たって，生乳クオータ量以外の多様な市場のシグナルを感受する必要がないということでもあった。このことは，国際乳製品市場への対応如何が問われる現在においては，生乳クオータ制度がもたらした負の影響として総括されることとなり，生乳クオータ制度廃止論に直結することになる(25)。

---

(23)　拙稿前註 1）168頁以下参照。

(24)　『英国ミルククオータ制度の経済的評価（平成13年度報告書 No. 28)』（農林水産政策情報センター，2002年）109頁。

(25)　European Commission, *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Council Regulation (EC) No 1234/2007 as Regards Contractual Relations in the Milk and Milk Products Sector*, 2010, p. 2.

（3） 廃止論から導き出される方向性

以上のような廃止論において指摘される諸論点は，廃止後の酪農政策のあり方について特定の像を導出する。それは，EU 域内での乳価維持から国際乳製品市場への的確なアクセスへ，という市場安定化手法に関する重点の変化である。生乳クオータ制度に乳価維持機能が期待できない一方で，世界市場の広がりが予測されるなら，市場経済に対応可能なようにEU 酪農の国際競争力を獲得する方向へ政策をシフトさせることが構想される。また，EU 酪農が市場適応力を高めれば，不足や過剰で悩まされることも理論的にはなくなると考えられる。そしてこのような方向性は，ヘルス・チェックにおいて示された CAP 全体としての方向性や制度廃止を基礎づける効率化論にも適合的なものであると考えられる。制度廃止を巡っては，市場安定化のために生乳クオータ制度の存続を主張する意見があった一方で，以上において取り上げたような外在，内在的要因が総合して，EU 酪農を国際乳製品市場に適合させるという方向により高度の合理性が見出されたものと理解することができる。現に，ドイツの大手乳業メーカーであるノルドミルヒ社は，これらの条件をシェア拡大のチャンスと捉え，生産者と加工業者の統合を通じた競争力強化を目指しているとされる(26)。さらに EU 酪農の潜在力を肯定的に評価する考え方として，世界市場への挑戦が特に高付加価値化という戦略によって追求されるなら，輸出補助金に依存した過剰分の解消という量重視の消極的な輸出策から質を重視した積極的輸出策への転換がもたらされ，同時に農業による環境負荷といった EU 農業の懸案に対しても，ポジティブな効果が発揮されると期待する議論も存在する(27)。このような経済的合理性以外の価値も論拠と

(26) D. Gloy, “Milchwirtschaft ohne Milchquote —Wie sieht sie aus?—”, in L. Theuvsen und C. Schaper (Hrsg.), *Milchwirtschaft ohne Quote—Märkte und Strategien im Wandel—* (Lohmar : Eul Verlag, 2009), S. 133ff.

(27) D. Colman, “Exclusive Summary”, in Colman (eds.), *supra* note 18, p. 11.

して持ち出すことで，政策転換の説得力はより高まる。

そして具体的政策としては，以上のように EU 酪農の市場経済（国際的乳製品市場）への適応を実現するための政策の関与の仕方が問題となる。この点に関して，EU は①2015年度での生乳クオータ制度廃止を円滑化するためのソフト・ランディング措置，②制度廃止後の方向性として生産者の市場対応力強化措置（ミルク・パッケージ）の二つを用意している。次章以下ではこれらの措置内容を概観することとする。

3．ソフト・ランディングの内容と機能

（1） レント概念

ソフト・ランディング措置の法政策的内容と措置実施に伴う影響予測の検討の前段階として，生乳クオータ制度という制度の廃止がどのような意味で経済的インパクトを持つのか，経済学上のレント概念を用いて検討する。

生乳クオータ制度の廃止は，例えば生乳生産量，出荷量，価格といった経済的事項に関する何らかの変動を惹起することが予測される。それは，生乳クオータ制度の場合，制度の有無によって増減しうる要素が存在するからである。

レントは，「土地や希少な能力など，供給量が固定されている財・サービスの供給者に帰属する利益（収入と機会費用との差）」と説明される(28)。あるいは，特定の自然的条件や制度に規定された社会的条件が生み出した量的に限定された（仮に需要が増加したとしても供給量を増加することができない）何らかの利益のうち，ある経済主体が私的に獲得したもの，といった説明がなされる(29)。生乳クオータ制度の場合は，生乳クオータ制度と

(28)　金森久雄＝荒憲治郎＝森口親司編『有斐閣経済辞典第 4 版』（有斐閣，2002年）1299頁。

いう生乳生産を抑制する制度が存在するためにもたらされた生乳生産者に帰属する利益を，このレントに当てはめて考えることができる。生乳クオータ制度が存在することによって，生乳クオータを所持する生産者が課徴金無しに生乳生産を実施できるのに対して，所持しない生産者は生乳生産について課徴金負担を伴うことになる。自然的な営農活動としての生乳生産においては，本来生乳クオータという実体のない観念の産物は不要なのであるが，政策的必要からこの制度が作られたことにより，生乳クオータの所持不所持に基づくこのような利益の帰属に関する明確な対比が発生する。また，生乳クオータ制度が生産抑制効果を発揮するほど，乳価維持→生乳生産に関する利益の維持・上昇→生乳クオータの価値上昇→生乳クオータ取得コストの上昇→生産拡大志向生産者，新規参入者にとってのコスト上昇→既存の生乳生産構造の硬直化(30) →レントの固定化，というレントの自己増殖の連鎖が発生することも考えられる。そして，このレントこそ生乳クオータ制度がもたらす非効率性の淵源であると捉えられることになるのである(31)。

生乳クオータ制度下でのレントは，〈生乳クオータ制度下で成立する生乳生産上の諸利益〉マイナス〈生乳クオータ制度が存在しない下での生乳生産上の諸利益〉として算出される。生乳クオータ制度が廃止されるということは，この意味でのレントが失われるということであり，生産者に話を限定するなら，生乳クオータを所持していた生産者は不利益を被るということである。したがって，ソフト・ランディング措置に求められるの

(29)　片山博文『自由市場とコモンズ―環境財政論序説―』（時潮社，2008年）第7章参照。他にハル・R・ヴァリアン（佐藤隆三監訳）『入門ミクロ経済学（原書第7版）』（勁草書房，2007年）361頁以下等参照。

(30)　制度導入後，平均飼養頭数の増加率がイタリア以外の国々において緩やかになったと指摘される（A. Bailey, “Dynamic Effects of Quota Removal on Dairy Sector Productivity and Dairy Farm Employment”, in Colman (eds.), *supra* note 18, p. 91f.）。

(31)　Colman, *supra* note 27, p. 4f.

は，何らかの政策的価値判断に基づき，このレントの消失をコントロールすることであると考えられる。

（2） 法的根拠

制度廃止までの経過措置としてのソフト・ランディングについて検討する前に，現在の生乳クオータ制度の法的根拠を確認しておく。

まず現行の規則は，規則1788/2003である(32)。本規則第 1 条において，2004年度以降11期間（年度）にわたって生乳クオータ制度が適用されることが述べられている。しかし本規則においては，2007年度までしか各国生乳クオータ量の具体的数値について示されていなかった。続いて規則1788/2003の部分改正法である規則1234/2007において，2008年度以後の各国生乳クオータ量の具体的数値が決定された(33)。そして2008年に先述のヘルス・チェック規則改正案が提出され，2009年度から2013年度にかけて毎年生乳クオータ量を 1 %ずつ増加させる（イタリアのみ2009年度に一度に 5 %分増加させる）というソフト・ランディング策が提起された(34)。このソフト・ランディングを反映するために，規則1234/2007の部分改正法として規則72/2009が制定された(35)。そして，規則1234/2007の更なる部分改正案として2010年に提出されたのが「ミルク・パッケージ」であり(36)，最終的に改正規則として規則261/2012が2012年 3 月に制定された(37)。このミルク・パッケージにおいて示唆された生乳クオータ制度以後の酪農経済のデザインが，規則261/2012には反映されている。

---

(32) Regulation 1788/2003, OJ2003, L270/123.
(33) Regulation 1234/2007. OJ2007, L299/1, Art. 66.
(34) Commission of the European Communities (2008), *supra* note 3.
(35) Regulation 72/2009, OJ2009, L30/1. ヘルス・チェックに基づきソフト・ランディングを実施するため，同規則第 4 条38項に基づき，各国の生乳クオータ量を定めた規則1234/2007付表 9 が変更された。
(36) European Commission, *supra* note 25.
(37) Regulation 261/2012, OJ2012, L94/38.

ソフト・ランディングの内容としての生乳クオータ量拡大の意図は，第一には制度廃止後において，拡大傾向にある国際乳製品市場に即座に適応するための準備という点にある。第二には，制度廃止後に起こりうる生産増に伴う価格低迷の影響をあらかじめ緩和するためという点が挙げられる。制度によって抑制され続けてきた生産が制度の廃止によってリミッターがなくなることで一気に増加した場合，乳価が被るマイナスの影響は大きなものとなる可能性がある。そこで激変を避けるために生乳クオータ量を事前に拡大しておくことで市場への適応を順調に達成することが企図されたのであった。この点こそ，当該措置がソフト・ランディングと称される所以である(38)。

（3） ソフト・ランディングの影響予測

ソフト・ランディングの機能・効果として，まず先の表2から，生乳クオータの使用状況に関して，EU全体として，生乳クオータ量に対する生産量の未達成が常態化しつつあることがわかる。このような拡大された生乳クオータ量の未使用という状況は，ソフト・ランディング策の無意味さを示すものではないと考えられる。制度廃止に向けた対応としてどのような措置が最も妥当かを分析したレポートは，①2009年度から2014年度まで毎年1％生乳クオータ量を拡大するシナリオ（Q1），②2009年度から2014年度まで毎年2％生乳クオータ量を拡大するシナリオ（Q2），③経過措置等は行わずに，2009年で生乳クオータ制度を廃止するシナリオ（QR-09），④経過措置等は行わずに，2015年で生乳クオータ制度を廃止するシナリオ（QR-15），の4つのシナリオを想定し，分析した(39)。このレポートによる

(38)　なお，European Commission, *Economic Impact of the Abolition of the Milk Quota Regime -Regional Analysis of the Milk Production in the EU-*, 2009. においては，EU全体として2020年において4.4％の生乳生産量増，10％の生乳価格減が予測された（P. IV）。

(39)　Institut d'Économie Industrielle, *Economic Analysis of the Effects of the Expiry of the EU Milk Quota System*, 2008.

（表 3）　EU27カ国における生乳価格推移に関するシナリオ毎の差異

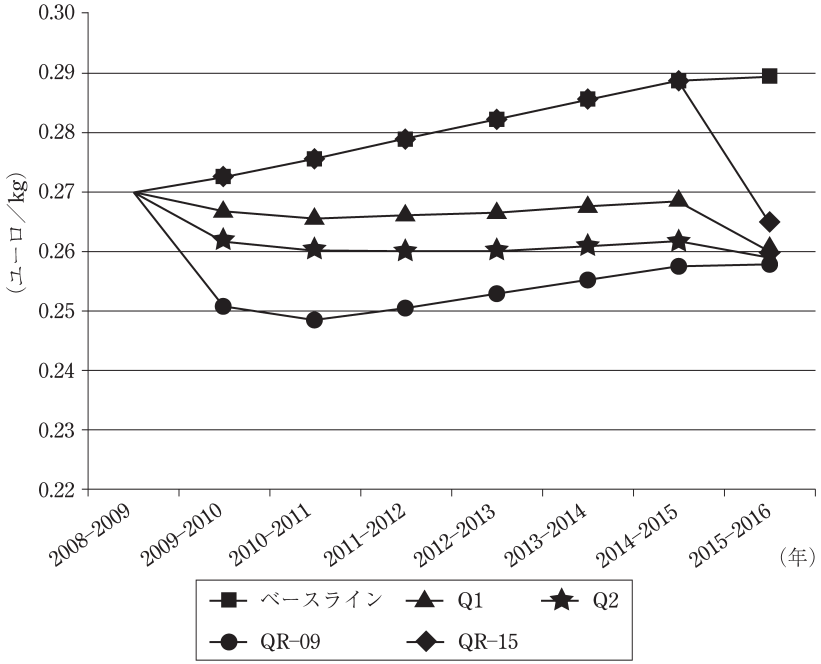

＊Institut d' Économie Industrielle, *Economic Analysis of the Effects of the Expiry of the EU Milk Quota System*, 2008, p. 74. から作成
＊「ベースライン」は，現行の生乳クオータ制度がそのまま継続した場合の予測値

と，この 4 つのシナリオ毎に，制度の廃止前後における価格変動に差が生じることがわかる（表 3）。制度廃止時における生乳価格の変動幅は，ソフト・ランディング策を講じるシナリオ①や②に比べて，経過措置を講じないシナリオ③や④のほうが大きくなると予測される。このような価格変動は農家経済にとってマイナスの影響をもたらすものであるため，価格変動幅はより小さい方が望ましい。そこで，欧州委員会は先述の通り，シナリオ①を採用することを決定した。

以上のように，ソフト・ランディング策には，需要拡大に対して生産をスムーズに順応させるという「攻め」の側面と，制度廃止によって予想さ

れる価格下落を抑止するという「守り」の側面があることが理解できる。後者の役割については，先のいずれのシナリオにおいても多かれ少なかれ不可避とされている生乳価格下落を可能な限り穏やか且つなだらかなものとすることが重要となるが，2015年での制度廃止によってその役割を終える。長期的に重要となるのは，むしろ前者であろう。EU 域内外での需要の変動に対して生産をマッチングさせることが要求される中で，CAP はそれをどのようにして実現しようとしているのであろうか。特に政策構想において生産者に対してどのような位置づけが与えられているのかがポイントとなると考えられる。この点は次に検討するミルク・パッケージ及びそれに基づく新規則の内容に関連する。

他方で，ソフト・ランディングに関しては，次のような限界が指摘されてもいる(40)。先に生乳クオータ制度が既存の農業構造を維持・硬直させる性質を内在していたことを指摘したが，さらに踏み込むと，生乳クオータ制度は，生乳クオータの配分を通じて一定化される各国毎の供給量とともに，制度導入当初の A 方式（生産者が課徴金を支払う方式，直接販売クオータを用いる）／ B 方式（加工業者が課徴金を支払う方式，卸売りクオータを用いる）の選択に伴い，生乳の流通方式を硬直化させる性質を備えていた。しかし，B 方式を選択した国々の中には，直接販売を通じた国内需要増加の余地があったものの，生乳クオータ制度によってその対応が果たせなかった地域が存在したことが指摘される。つまり，生乳クオータ制度が流通方式を固定化したために，地域において潜在していた需給一致の可能性が絶たれたということである。この点は，生乳クオータ制度によってもたらされた生産ではなく流通における歪みとして評価される。さらに，近年環境保護の観点から，畜産に対する各種の規制が充実してきたこと等も

(40)　A. Burrell, *Current Issues Regarding Arrangements for the EU Dairy Sector —Contribution to the Session on* 8 *December* 2009 *of the High Level Group on Milk Convened to Discuss the Mid-Term and Long-Term Arrangements for the EU Dairy Sector—*, 2009 (http://ec.europa.eu/agriculture/markets/milk/hlg/acadbl12_burrell_doc_en.pdf), p. 10.

酪農経済を取り巻く環境変化の内容として挙げられるが，この点は継続的な生乳生産抑制要因として評価される。前者はソフト・ランディングという数年間の量的緩和策によって解消されるとは言い難いものであり，後者は緩やかに生産抑制を解消していくことを企図するソフト・ランディングの趣旨とはかみ合わないものである(41)。このような状況を前提とすると，ソフト・ランディングが措置後の酪農経済の市場感応力向上に寄与する程度はいくらか割り引いて考える必要があると言える。

4．ミルク・パッケージ及び規則261/2012の内容

先述の通り，2010年のミルク・パッケージの提起を経て，2012年に生乳市場管理に関する新規則261/2012が規則1234/2007の部分改正法として制定された。以下，ミルク・パッケージ及び新規則条文を用いて，①新規則の内容，②新規則において意図されたこと，の 2 点を中心に説明を加える。

（1）　ミルク・パッケージ及び規則261/2012の内容

2（3）において指摘したように，生乳クオータ制度廃止後の EU 酪農政策の基本的方向性は，国際的乳製品需要拡大を背景とした酪農部門の市場経済への適合とそれに基づいた市場の安定化である。これまでは生乳クオータ制度が，一定の需給調整機能と乳価維持機能を果たしてきた。その反面，生乳クオータ制度は，酪農部門の市場のシグナルへの反応を鈍らせ，イノベーションの可能性を阻害する弊害をもたらしてきたと評価される(42)。しかしだからと言って単に生乳クオータ制度を廃止して酪農部門を市場原理にさらすことは有効とは言えない。EU 酪農経済の特徴として，需要サイド（加工業者）に比して供給サイド（生産者）は集中の度合

(41)　*Ibid*., p. 10.
(42)　European Commission, *supra* note 25, p. 2.

いが低いといった点等が考慮される必要があるからである。そこで，現実的な施策について，ミルク・パッケージは，“contractual relations”，“bargaining power”，“inter-branch organisations”，“transparency”の４つのキーワードに基づき説明する。これらのキーワードによって導出される新しい酪農経済構造は，各流通段階における需要者，供給者が総体としてより接近することで，交渉力格差が縮小し，広い意味で「協同」が実現した状態であり，それを基礎に世界市場に対峙することが志向されている。

①契約関係化（contractual relations）

酪農部門の市場化のポイントの一つは，生産者と加工業者の関係性をどのようなものとするのかという点にある。

ミルク・パッケージにおいて挙げられている４つのキーワードは，いずれもこの論点に関わるものに他ならない。そのうち，まずcontractual relations（契約関係）は，「農業者から乳業者への生乳の出荷に先立って作成される価格，出荷時期，出荷数量及び契約期間といった重要な内容を含む成文契約」(43) を交わすこと等によって，生産者―加工業者間の関係を拘束力のある法的契約関係として編成することである。契約関係化の意義は，生乳取引に関する契約を法的関係にすることで，生産者の加工業者に対する交渉上の立場を向上させ，経営に関する長期展望を基礎づけることで，市場の安定化を実現することにある(44)。

生乳クオータ制度廃止に伴う影響を改めて整理すると，制度の廃止は生乳市場における流通量制限を撤廃するということを意味するのであるから，意欲ある大規模生産者にとって有利な条件として作用するものと考え

(43)　European Commission, *supra* note 25, p. 3.

(44)　C. Wocken und A. Spiller, “Gestaltung von Milchlieferverträgen―Strategien für die Molkereiwirtschaft nach Auslaufen der Quote―”, in Theuvsen und Schaper (Hrsg.), a. a. O. (Anm. 26), S. 122.

られる。また，生産者―加工業者の関係においても，強い加工業者への取引・加工の集中がもたらされるとも考えられる。その結果，加工業者の優位の下で生産者は生乳買取価格の低下を強いられ，場合によっては再生産が困難となっていくことも予想されるが，このような構造は，特に生乳出荷先となる加工業者の選択肢が当該地域において限られている場合に特に発現しやすい(45)。そしてこのような環境変化は，小規模な生産者，加工業者の経営環境を悪化させるとともに，酪農経済全体の不安定性を高める可能性を内在するものであることが考慮される必要がある。つまり，以上のように小規模生産者及び加工業者が不利益を被る状況は，酪農経済の不安定性をもたらすという点において，大規模生産者及び加工業者にとって必ずしも好ましい状況とは言えないということである。また，同制度は市場の量的統制に特化したあくまで一時的な手段として位置づけられていた点にその特徴がある。そのため，同制度は，生乳クオータ量の年次低減が行われたり制度の継続性について長期的な確定性がなかったりしたために，しばしば「正当な期待」との関係が問題となる等経営体にとって長期的な経営展望を構築することを阻害する特徴を内在していた(46)。以上から，生乳クオータ制度廃止後に予想される市場の不安定性を取り除き，また市場の不安定化を助長するような要素を伴わない方策が求められることになる。

また，従来の生乳取引契約については，例えば，①共同出荷が主流の場合，市場感応力の高い生産者に適切なインセンティブを付与できないこ

(45)　Burrell, *supra* note 40, p. 3. 生乳クオータ制度開始以後，自国内での生産拡大が困難となったために，加工業者は自己の利益を維持拡大するために合併による集中化を行う傾向があったとされるが，このことは特定の加工業者が各地域においてより強大な存在となっていったということを意味する。そして加工業者はさらには多国籍化，経営の多角化に向かったとされる（永松美希『EUの有機アグリフードシステム』（日本経済評論社，2004年）49頁参照）。

(46)　拙稿「生乳クオータ制度を巡る法的紛争と農業生産権の財産性」早稲田法学会誌63巻 1 号（2012年） 8 頁以下参照。

と，②しばしば市場を反映しない買取価格設定が行われること，③供給の量的安定を重視するあまり過度な支払いがなされていたこと，④契約上得られる利益を最大化することなく，これらの諸点に関して生産者は妥協していること，⑤需要変動に対して速やかに反応できる供給体制が存在しないこと，といった問題が内在していて，市場の実態に対応しておらず，結果として市場の安定に結びつくものではなかった等と評価されている(47)。

したがって，生乳クオータ制度廃止後の環境の変化の中で，酪農経済の体質強化（市場対応力の強化）に寄与するものとして，契約関係を改めて位置づけることが必要になってくる(48)。従来の生乳クオータ制度下で行われていた生乳取引契約の問題をクリアするためには，単に契約を用いて生産者の地位を向上するだけでなく，生産者の市場感応力を高めることが重要になってくる(49)。この点については，後に触れる透明性（transparency）と深く関連するが，ミルク・パッケージにおいて論じられる契約の内容については，①生産者の地位向上，②市場への対応力の向上の二点に重点が置かれている。

契約関係化については，規則261/2012第１条７項によって，規則1234/2007に新たに挿入されることとなった同規則第185（f）条においてその内容が示されている。第185（f）条は次のように規定している。

第185（f）条：生乳及び乳製品部門における契約関係

（47）　MDC（Milk Development Council）, *Raw Milk Contracts & Relations — The Need for Change*—, 2005, p. 4f.

（48）　C. Wocken und A. Spiller, a. a. O.（Anm. 44）は，ミルク・パッケージ以前からドイツ国内において行われてきた生産者・出荷組合—加工業者間の契約締結活動に注目し，生乳クオータ制度廃止後の環境変化が契約関係の重要性を高めるものとの問題意識から，従来の契約内容と今後の変化について検討を加えている（S. 115-119.）。

（49）　MDC, *supra* note 47, p. 4.

第 1 項

各加盟国が，その領域内における農業者から生乳加工業者への全ての生乳出荷について当事者間の成文契約によって取り扱われなければならないと決定した場合，及び／又は最初の生乳購入者は農業者による生乳の出荷についての契約を書面によって申し込まなければならないと決定した場合，その契約及び／又は契約の申込みは，第 2 項に記された諸条件を充足しなければならない。（中略）

第 2 項

契約及び／又は契約の申し込みは，

(a) 出荷に先立って行われなければならない。

(b) 書面で行われなければならない。そして，

(c) 特に以下の内容を含まなければならない。

（ⅰ）出荷に際して支払われる価格

—価格は，固定され，契約において示されなければならない。及び／又は

—価格は，契約において示される多様な要素を考慮して算出されなければならないが，その要素として，市場条件の変化を反映した市場経済指標，出荷量，出荷された生乳の品質・構成が含まれうる。

（ⅱ）出荷可能な及び／又は出荷されなければならない生乳量並びに出荷時期

（iii）契約期間，しかしその期間は終了条項に関わる明確な又は不明確な期間を含みうる。

（iv）支払期間及び手続きに関する詳細

（ⅴ）生乳の収集又は出荷に関する取決め

（vi）不可抗力が発生した際に適用される諸規定

第 3 項

第１項の免除として，生乳が生産者から生産者が構成員となっている協同組合に出荷される場合の契約及び／又は契約の申込みは，その協同組合の定款又は定款に基づく規定や決定が第２項（a），（b）及び（c）と同等の効果を有する条項を備える場合には，不要となる。

以上の条文からは，生乳取引関係について一定の内容を備えた成文契約によって規定された関係に編成することが目論まれていることがわかる。契約上取り決めることが定められた内容は，取引上の基本的事項が中心であるが，生産者と加工業者がしばしば等しい交渉条件を欠く状況においては，安定した内容の成文契約が交わされることによって，生産者の地位向上が図られることが期待される。また，第３項の生産者協同組合に関する例外については，出荷先が利害を異にする民間の加工業者ではなく，生産者によって結成された組合である場合の例外措置である。生乳出荷先のシェアとして民間業者が多いのか組合系列が多いのかは加盟国毎に様々であるとされるが(50)，第１項がもっぱら民間業者を念頭に置いたものであるのに対して，第３項が組合系列に対応することで，実際に行われている生乳流通形態のいずれをも法によってカバーすることができるようになっているものと考えられる。

(50)　例えばフランスは組合系列と民間企業の割合はほぼ同じ，ドイツ，オランダ，デンマーク及びポーランドは組合系列が占める割合が多く，イギリスは組合系列が占める割合が低いとされる。また，生乳市場安定化手法が政策ベースの生乳クオータ制度から民間ベースの契約関係化に移行した場合，取引相手として民間企業が占める割合が大きい地域ほど，影響が大きいと考えられる（矢野麻未子「フランスの酪農事情―2013年 CAP 改革および2015年クオータ廃止に向けて―」畜産の情報272号（2012年）64頁以下参照）。なお，契約内容としての出荷義務等は，ドイツのように元々出荷先として組合系列が強い地域においては，以前から存在するものであったとされる（C. Wocken und A. Spiller, a. a. O.（Anm. 44）, S. 117f. 個々の生産者の第一の出荷先として出荷組合がある場合，この出荷組合が民間の加工業者（Privatmolkereien）と価格交渉を行う。また，出荷組合が組合的加工業者（genossenschaftliche Molkereien）として自ら加工業に従事する場合もある）。

生乳取引に関しての契約関係化は，締結される契約が以上の条文において示されたような内容を充足することで，取引活動の安定化を実現し，その結果として生乳市場を安定化することを目的としているものと考えることができる(51)。生乳流通量のコントロールを通じた市場の安定化という考え方は，実はこれまでの生乳クオータ制度と基本的には同じものである(52)。しかし，政策的与件であった生乳クオータ制度と異なり，契約関係の場合は生産者，加工業者双方ともに一層主体的に関与することが求められることになる(53)。契約における考慮事項は，現実においては多様なものでありうること等も，契約締結における主体的関与の必要性を自ずと導くものであると考えられる(54)。また，政策手段の一つとして政策担当者によって改変され続けた生乳クオータ制度と異なり，契約関係においては，制度の変更という当事者以外の活動によって関係の安定性が損なわれることもないと考えられる。

②交渉力の強化（bargaining power）

次に bargaining power，すなわち契約内容に関する交渉力についてであるが，これは生産者の組織化による取引内容に関する交渉力の強化を主

---

(51)　いち早く法的契約関係化を提起していたイギリス牛乳開発会議（MDC（Milk Development Council））は，契約内容において抑えるべきポイントとして，「明確な価格」，「量」，「正確さ」，「契約対象毎の差異」，「適切さ」，「パートナーシップ」，「現実性」，「リスクに対する報酬」の 8 つを挙げる（MDC, *supra* note 47, p. 1. ）。

(52)　V. Requillart, *High Level Expert Group on Milk. Brussels. 8 December 2009*., 2009（http://ec.europa.eu/agriculture/markets/milk/hlg/acadbl12_requillart_doc_en.pdf）, p. 2.

(53)　MDC, *supra* note 48, p. 18.

(54)　L. Theuvsen, *High Level Expert Group on Milk*, 2009 （http://ec.europa.eu/agriculture/markets/milk/hlg/acadbl12_theuvsen_doc_en.pdf）, p. 1. MDC も契約に盛り込まれるべき項目は絶対的，硬直的なものではあり得ず，いかに生産を市場実態に反映させるかに重点が置かれるべきだとする（MDC, *supra* note 47, p. 12. ）。

眼とするものであり，先の契約関係化と一体的な関係にあるものである。なぜなら，一定の法的枠組みの中での契約締結が条件づけられたとしても，しばしば買い手独占の典型例として取り上げられる乳業においては，単なる契約締結では市場の不完全性を是認するだけであり(55)，その内容の充実は生産者側の交渉力によって裏づけられるべきものだからである。そして生産者の交渉力強化の方法として，生産者の組織化が目指されることとなる。

生産者の組織化・協同化を展望するとき，法的に問題となるのは，これらの協同組織の存在に対する法的根拠の有無である。この点に関して，ミルク・パッケージは，「現在の競争法は，生産者協同組織に対してある程度の規定を設けているが，共同加工施設の不足ゆえに協同組織の可能性は限定されており，その法的確実性が欠如している。提案（ミルク・パッケージ規則案：筆者注）は，この協同組織の促進という目的において，農業法上の法的根拠を提供する」，と説明する(56)。

農業協同組合の法的根拠が問題となるのは，競争法上の例外に該当するか否かが問題となるからである。本来カルテルを禁止する競争法規定（EU 運営条約第101条）は，同時に農業分野に対して例外を認めている（EU 運営条約第42条，規則1184/2006第 2 条(57)）。これによって，共通農業政策の目的（EU 運営条約第39条）に適う場合には，競争法規定よりも農業政策が優先されることになる。しかし欧州司法裁判所の判例上，「ミルク供給の国営シンジケート，加工業者との包括契約における国営製造事業所についての優先供給権のような，共通農業政策に直接違反する競争制限的行為」は，この例外に該当せず，競争法違反となるとされている(58)。この

(55)　Burrell, *supra* note 40, p. 2.
(56)　European Commission, *supra* note 25, p. 3.
(57)　Regulation 1184/2006, OJ2006, L214/7, Art. 2.
(58)　正田彬『EC 独占禁止法』（三省堂，1996年）17頁。なお，ここで言う「ミルク供給の国営シンジケート」とは，例えばかつてのイギリスにおけるミルク・マーケティング・ボードを指す。ミルク・マーケティング・ボードは，イ

ため，ミルク・パッケージにおいて構想される協同組合については，競争法規定に抵触しないよう，法的に明確な根拠に基づくものとして設計される必要があったのである。

交渉力強化を意図する生産者の組織化については，規則261/2012第１条３項によって，規則1234/2007に新たに挿入されることとなった同規則第126（a）条においてその内容が示されている。第126（a）条は次のように述べている。

第126（a）条：生乳及び乳製品部門における生産者組織及び生産者団体の承認

第１項

加盟国は，承認を申請するあらゆる法的主体及び明確に定義づけられた法的主体の一部について，以下の条件において，生乳及び乳製品部門における生産者組織として承認するものとする。

（a）第122条１項（b）及び（c）（後掲（筆者注））に定められた要件を充足すること

（b）当該加盟国によって定められた組織体が活動する領域における構成員の最低人数を充足すること及び／又は市場で取引される生産物の最低量を充足すること

（c）一定期間以上に渡り，効率性と供給の集中という点において組織体が

ギリス国内法に基づいて設立された原則生産者全員参加の独占的国家的集乳組織であり，実際，イギリスの EC 加盟時にミルク・マーケティング・ボードは競争法との関係が法的問題とされた。結果としては，規則1421/1978（Regulation 1421/1978, OJ1978, L171/12.）及び1422/1978（Regulation 1422/1978, OJ1978, L171/14.）を新たに制定することで，ミルク・マーケティング・ボードの存在は競争法上追認されることとなった。なお，ミルク・マーケティング・ボードは，両規則により以前に比べて活動が制限されたこと等多様な事情が複合的に作用し，後に任意参加でより自由度の高い生乳共販組織体であるミルク・マークへと改組された。以上の経緯については，平岡祥孝『英国ミルク・マーケティング・ボード研究』（大明堂，2000年）156頁以下参照。

的確に活動を行いうることについて，十分な根拠が存在すること
(d) 本項（a），(b) 及び (c) を内容とする定款を有すること

第 2 項
当該加盟国は，承認申請を行う生産者組織の団体について，その団体が承認を受けた生産者組織の活動を効率的に実行し得，第 1 項に規定された諸条件を充足するものと判断した場合，その団体を生乳及び乳製品部門における承認された生産者組織の団体として承認することができる。

第 3 項
国内法に基づいて2012年 4 月 2 日以前に承認されており，本条第 1 項における諸条件を充足する生産者組織に関して，加盟国は第122条 1 項 (a) －(iii a) に基づく生産者組織として決定することができる。
国内法に基づいて2012年 4 月 2 日以前に承認されているが，本条第 1 項に規定された諸条件を充足しない生産者組織については，2012年10月 3 日までは国内法に基づく活動を継続することができる。

(第 4 項以下略)

＊規則1234/2007第122条
加盟国は次のような生産者組織を承認するものとする。
(a) 生産者組織とは，次のいずれかの部門に関して生産者によって構成されたものこと
（ⅰ）ホップ部門
（ⅱ）オリーブオイル及びテーブル・オリーブ部門
（iii）蚕（絹糸）部門
(b) 生産者の創意によって結成された組織であること
(c) 特に以下に関係する特別な目的に従事する組織であること

（ⅰ）供給を集中させ，構成員の生産物を販売すること
（ⅱ）市場の要請に対して生産を適合させること及び生産の改善
（ⅲ）生産の合理化及び機械化の促進

以上のように生乳の出荷・販売を集約化することで効率化を実現するような生産者組織について，経済活動を行う法的主体としての地位を共同体法上付与することが第126（a）条の趣旨であると考えられる。特に既存の規則1234/2007第122条との関連では，新たに挿入されることとなった126（a）条によって酪農部門における生産者組織の意義が法的に承認された点に意義があると考えられる。

生産者組織の法定化の意味，特に生乳購入業者との間の買取価格交渉（bargaining）という点に関しては，新しく挿入される第126（c）条において踏み込んだ内容が規定されている。

第126（c）条：生乳及び乳製品部門における契約交渉
第 1 項

第122条に基づいて承認された生乳及び乳製品部門における生産者組織は，構成員である農業者の代表として，生産者の共同生産物（joint production）の一部又は全てに関して，第185（f）条 1 項 2 段の意味内容の範囲において，農業者から生乳加工業者又は生乳収集業者への生乳出荷に関する契約についての交渉を行うことができる。

第 2 項

生産者組織による交渉は，以下の諸点に関して行われる。
（a）農業者から生産者組織への生乳の所有権移転が行われるか否か
（b）交渉価格が構成員である農業者の一部又は全員の共同生産物に対して同等であるか否か
（c）ただし，特定の生産者組織に関する以下の条件を充足することとす

る。

（ⅰ）交渉の対象となる生乳量が，共同体の生産量の3.5％を超過しないこと及び，

（ⅱ）特定の加盟国において生産される生乳に関して，交渉対象となる生乳量が，当該加盟国の総生産量の33％を超過しないこと及び

（ⅲ）特定の加盟国において出荷される生乳に関して，交渉対象となる生乳量が当該加盟国の総生産量の33％を超過しないこと

(d) 当該農業者が，農業者の代表として同様の契約について交渉を行う他の生産者組織の構成員でないことを条件とする。しかし農業者が地理的に異なった地域に２つの異なる生産単位を有するという十分に正当な場合には，加盟国はこの条件の適用を除外することができる。

(e) ただし，生乳が，協同組合の定款又は定款に基づく規則及び決定において農業者協同組合の会員資格に伴う出荷義務の対象物となっていないことを条件とする。及び，

(f) ただし，生産者組織が，交渉の対象となる生乳が取り扱われる加盟国の所轄官庁又は加盟国に届出を行うことを条件とする。

（第３項以下略）

以上の関係条文全体から，生産者組織が交渉主体として積極的に活用されるためにその法的組織要件を明確化することが企図されていることが読み取れる。

以上のように生産者の交渉力の充実を図る手段として，組織化を利用しようという考え方は，伝統的なマーケティング・ボードの考え方に近い（註58参照）。しかし，マーケティング・ボードについては，国内法を根拠として農産物の集中・操作を実施し，マーケティング効率を向上させることが理想とされたのに対し，現実には労働組合的な意味での生産者の交渉力向上に終始したために，過度な買取価格の維持等の社会的損失を招き，

理想から乖離した存在となってしまったと分析される(59)。また，マーケティング・ボードが機能するための前提として，ボードの根拠法を定めた国家レベルに流通の大部分が限定されることが想定されており，国際市場の拡大の中で，市場操作機能の面でもボードは限界に直面した(60)。これらの難点のために，「国内市場指向型の牛乳ボードにおける過去の経験では，達成された利益は明白な損失を上回ることはできなかったようである」(61)，「歴史的に大幅な価格の安定化をもたらすような改善策は，必ず市場操作による（社会への）損失を伴ってきた」(62) 等とボードは評価されてきた。これに対して，ミルク・パッケージにおいて論じられている交渉力強化と生産者の組織化の関係は，制定法を根拠とするという点では類似するが，市場介入的性格は弱く，専ら当事者の主体的契約関係に委ねられている点において異なる。これらの相違点から，ボードが直面した市場介入において不可避となる非効率性の問題や国際市場への対応力の問題に対して，生産者の利害を踏まえつつ，当事者の主体的契約関係構築を通じてどの程度対応することができるのかが今後の酪農部門の課題となってくる。

③業種間の組織化（inter-branch organisations）

次に inter-branch organisations，すなわち生産者，加工業者及び販売部門等を跨ぐ「業種間組織」についてであるが，その基本的意義は，「調査，品質改善，販売促進，そして生産及び加工手法における模範事例（best practice）の伝達といった諸点において有効な役割を潜在的に果たしうる」点にあるとされる(63)。つまり，組織化を通じた協同を生産者レベ

(59)　E. サダン（嘉田良平訳）「世界各国の牛乳・乳製品マーケティング・ボード」シドニー・フース編著（桜井倬治＝藤谷築次＝嘉田良平共訳）『農産物マーケティング・ボード―世界各国の経験―』（筑波書房，1982年）136頁参照。
(60)　同前161頁参照。
(61)　同前161頁。
(62)　同前161頁。

ルに限定せず，加工，販売に至るまでの垂直的統合を実現することで，需要に対する生産量の一致，取引費用の節約，市場における需要の的確な把握等が可能となり，市場経済への適合をより高次において達成しうるということである。

業種間組織に関しては，規則261/2012第１条３項によって，規則1234/2007に新たに挿入されることとなった同規則第123条４項及び第126（b）条においてその内容が示されている。これらの条文は次のように述べている。

第123条４項

加盟国は，以下のような業種間組織を承認することができる。

(a) 正式に承認を要求した組織であること，並びに生乳生産及び次のサプライ・チェーンの諸段階の少なくとも一つと関連する経済的活動を行う代表者によって形成された組織であること：乳製品の加工又は流通を含む取引

(b) (a) において言及された代表者の全て又は一部の主導によって形成された組織であること

(c) 連合の一つ以上の地域において，業種間組織の構成員及び消費者の利益を考慮しつつ，以下の諸活動の一つ以上に従事すること

（i）既に締結されている生乳出荷契約に関する価格，量及び期間に関する統計データの出版並びに地域，国家及び国際レベルにおける将来の市場の潜在的発展に関する分析を提供することによって，生産及び市場に関する知識並びに透明性を向上させること

（ii）特に調査及び市場研究によって，乳製品及び生乳生産部門が置かれている方向性がより良いものとなるよう調節することを補佐すること

(63) European Commission, *supra* note 25, p. 3.

（iii）域内外の市場双方に対して，生乳及び乳製品に関する消費の促進並びに情報の提供を行うこと
（iv）潜在的輸出市場を探索すること
（v）公正な競争状態を達成し，市場の歪みを排除するために必要なものを考慮しつつ，生乳の購入者への販売及び／又は加工品の流通業者及び小売業者への供給に関して，連合の規範に合致する標準的な契約形式を策定すること
（vi）生産を，市場がより必要とし，消費者の嗜好及び期待により適合するものとなるような生産物に近づけるために，特に品質及び環境保護に関して必要な情報を提供し，調査を実施すること
（vii）生乳及び乳製品の潜在力を十分に引き出すために，特に消費者にとってより魅力的な付加価値生産物を創出するために，技術革新を促進すること及び応用研究開発のためのプログラムを支援することによって，酪農部門の潜在的生産力を維持発展させること
（viii）他の投与物についての運用を改善し，食の安全及び動物の福祉を向上させつつ，動物薬の使用規制の方策を探索すること
（ix）生産及びマーケティングの全段階において製品の質を向上させる方法及び装置を開発すること
（x）原産地表示，品質表示ラベル付与及び地理的表示がなされた製品とともに，有機農業も保護・推進し，その潜在力を発揮させること
（xi）統合生産（慣行農業と有機農業の中間的な農業生産手法を包括する概念（筆者注））及び他の環境適合的生産方法を推進すること

第126（b）条：生乳及び乳製品部門における業種間組織の承認

第 1 項

加盟国は，以下のような条件を充足する生乳及び乳製品部門における業種間組織を承認することができる。

(a) 第123条 4 項に規定された諸条件を充足すること
(b) 当該領域内の 1 地域以上において活動すること
(c) 第123条 4 項 a において言及された経済活動の大部分に関与すること
(d) 部門間組織自体は，生乳及び乳製品部門における生産物の加工並びに取引に従事しないこと

第 2 項

加盟国は，国内法に基づいて2012年 4 月 2 日以前に承認されていて，第 1 項に規定された諸条件を充足する業種間組織について，第123条 4 項に基づく業種間組織として承認されたものとみなしうると決定することができる。

（第 3 項以下略）

新規則においては，これまで流通過程が多層的に構築されていたことによって，各業種の利害が対立的に分断されていたことが酪農部門における市場感応力を停滞させていたという認識から，主に市場に関してそれぞれの業種が持ち合わせている情報を共有するためのフォーラムとして以上のような内容の業種間組織が構想された。このような業種間組織の形成に当たって，新規則においてはその構成員要件や担うことができる役割等が明示されている。この中では，市場の情勢を的確に把握し対応していこうという受身の視点だけではなく，80年代からの CAP のセールス・ポイントである高品質性を裏づける環境適合性や各種表示等に関して明確な位置づけが与えられており，国際市場に対して積極的な視点が打ち出されていると言える。これまでのマーケティング・ボード等の発想は，業種毎の結合を促進することで，それとは裏腹に業種間の対立を暗に助長する側面があったようにも思われる。その点，新しいミルク・パッケージにおいて示された以上のような業種間組織の構想は，契約関係化及び組織化と一体的に

機能することで，酪農部門という一つのセクターを全体として統合するための重要な役割を担っていることがわかる。このような業種間組織というアイディアもまた，不利益や損失を最小限に抑えつつ乳製品世界市場にEU 酪農部門を適合させることを目論んだものであると考えられる。

④透明性（transparency）

最後に「透明性」（transparency）であるが，「生乳の出荷に関する締結された契約の価格，量及び期間についての統計データの公表並びに地域及び国家規模における潜在的将来的市場発展に関する分析の証明とともに，これら（①～③の諸点：筆者注）は知識を向上させ，生産及び市場に関する透明性を高めることに貢献する」(64) と述べられる。ここで述べられる透明性とは，市場の透明性であり，統計上の数値として知りうる市場の動向，すなわち市場のシグナルとして生産者等の経営上の有力な判断材料となるもののことである。また，運用の透明性という意味で，契約締結に際しての自由裁量の程度も透明性という言葉で表現される。EU 酪農においては，流通機構における価格情報の伝達の不備がしばしば指摘されるが(65)，ここで説明されたような透明性は，市場経済が円滑に機能するための条件であり，同時に各経済主体によって創出されるものでもある。つまり，生産者―加工業者間関係の成文契約化や生産者組織の編成，業種間組織結成等を通じて酪農部門の市場対応力を強化することで，透明性がより有効に活用される状況が形成されるということである。

（2） まとめ

以上ミルク・パッケージ及び新規則において言及された 4 つの要素について，それぞれに対応する改正法の内容を参照しつつ，検討してきた。こ

(64) European Commission, *supra* note 25, p. 3.

(65) High Level Group on Milk, *Report of the High Level Group on Milk final version 15 June 2010*, 2010, p. 14.

こで，全体を振り返りつつ，４つの要素の連関を再確認したい。

まず，ミルク・パッケージという生乳クオータ制度下で形成されてきた酪農経済構造に対する改革プランの基本的問題意識は，本質的に市場原理が適合しづらい（その結果市場の安定化が実現しづらい）酪農部門について，いかにして市場原理との調整を図るかという点にあったと考えられる。この調和機能は，これまでは生乳クオータ制度に期待されてきたものであったが，昨今の政策動向や価格変動は，この期待に対する転換を要求するものであった。このように生乳生産者が価格変動等に苦しむ要因として，乳製品の腐敗性，動物由来物質であることに基づく需給調整の難しさ等の商品特性も重要であるが，経済構造上の問題として，売り手＝生乳生産者と買い手＝生乳加工業者との交渉力格差が特に問題として認識されていた(66)。この二者間における交渉力格差をそのままに，生乳クオータ制度等の政策的市場介入を排除し，市場化を進めたなら，両者の格差はより増大し，社会的許容性を超えるものになりかねないであろう。この交渉力格差構造は，生乳商品が，生産者→加工業者→小売業者→消費者という各段階を経るにつれ，最終的に生産者価格と消費者価格との価格差が拡大する中で形成される。流通段階を経る度に価格は上乗せされていくことになるが，その反面，生産者価格を抑制することにもなる(67)。さらにここに先の乳製品の商品特性等が影響しつつ，2008年前後のような価格変動が作用したなら，生産者に帰属する経済的価値はきわめて小さいものになってしまう。

このような市場環境において，生産者の価格交渉力（bargaining power）を高めるものとして考えられたのが，法的根拠に支えられた生産者の組織化であった。そして，その交渉において締結される契約関係（contractual relations）において，一定の契約内容が充足されることによって，生産者，ひいては消費者に至る市場全体が価格の不安定性に伴う市場変動リス

(66)　Burrell, *supra* note 40, p. 2.
(67)　*Ibid*., p. 2.

クを回避できることが期待されるのであった。

以上のまとめにおいて明らかなように，生産者組織と加工業者の間で締結されることになる契約において期待されるのは，市場の安定化効果である。この目的という点においては，これまでの生乳クオータ制度と基本的には同じであると考えることができる。異なるのは，需給バランスを保つために採られたアプローチであった。生乳クオータ制度においては，基本的には市場に出る出荷量を積極的に介入して制限することで需給バランスの適正化が企図された。一方でミルク・パッケージにおける契約アプローチは，私的自治の下での自由な契約締結を，組織化を通じた生産者の交渉力強化を図ることで実質化しつつ，促進することで需給均衡を達成しようとするものであった。さらに，取引当事者双方の主体性が強化され，契約締結活動を通じて接近することにより，生乳流通に関する協同化の契機が生じることにもなる。以上のような協同化は，取引当事者間の相互理解を高め，結果として市場のニーズについての周知に繋がると考えられる。また，後者においては，前者より介入的性格は弱化するので，市場原理を共有することで世界市場に適応することを志向するなら，後者のほうがより適切な手法であると考えられる。

ミルク・パッケージの構想に戻ると，しかし，生乳流通システムの中に交渉力格差が規定されているとすると，交渉力強化と契約関係の形成だけでは自ずと限界が見えてくることになる。また，市場の安定化は国際市場への対応によって実現されるべきものであることから，流通システム全体に対して手を加えることが要請されることになる。その対応策が，三番目の要素である業種間の組織化（inter-branch organisations）であった。業種間組織の結成によって流通各段階における部門間統合を進め，生産者価格の圧縮と交渉力格差の拡大双方を回避することが構想された。そして，業種間組織結成の具体的方法として考えられたのが，透明性（transparency）の確保であった。取引に関する情報の透明性を高めることで，コストのトレーサビリティ，情報へのアクセスの質が向上する。取引当事者双

方がより等質の情報を共有することができるようになるために，取引交渉における立場がより均等化され，流通各段階を経過することで発生していた価格差がより小さくなることが期待されるのである。また，市場情報の共有は，生乳クオータ制度下において問題とされた市場シグナルに対する感度の問題を改善する方向で作用することが期待され，生乳クオータ制度とは異なり，国際乳製品市場に対応するという形での市場対応が展望されるに至る(68)。このように透明性を通じた各部門の交渉力の均質化，共有される情報の増大は，業種間の組織化を容易化し，結果として獲得される乳価において，生産者の地位を向上しつつ，最終製品価格を抑制することで，消費者に対しても寄与することが期待されるのである。

5．おわりに―危機対応としての「協同」の今後―

従来，CAP は農業生産者の所得や生活水準の維持を目的としてきたが，その際協同組合的活動はその実現において重要な役割を担ってきた。また，そのように機能してきたために市場原理志向の競争法秩序における例外として法的にも承認されてきたのであった(69)。今後，発展途上国を中心とした乳製品消費の増加や保護的介入政策を否定する世界貿易秩序の展開等がさらに進展する時，本稿で検討してきたように，協同組合的活動は農業部門が世界市場に相対するための装置としてさらに重要性を増していくことになるであろう。この時，ミルク・パッケージに伴う法改正において見られたように，協同組合の法的位置づけに変動が生じるものと考えられる。すなわち，実態として協同組合活動が活発化する一方で，その法的根拠をその都度明確にし，法政策体系の中に位置づける必要が生じる。このような法と社会実態との相互の往還関係の中で，協同組合を巡る上記のような必要性と例外的性格との緊張が，どのように，例えばどちらかに強

(68)　European Commission, *supra* note 25, p. 8.
(69)　Zoeteweij-Turhan, *supra* note 22, p. 108.

く傾斜するような形で，変化するのか注視しなければならない。例えば，「グローバリゼーションが一層進展するなかで巨大食品産業や多国籍小売チェーンの圧力が強まり，ヨーロッパの農協は国際化，高付加価値化，事業多角化，グリーン化などの戦略を選択している。すなわち，一方ではネスレとかユニリーバなどの巨大食品産業が多国籍化をすすめ，他方ではカルフール，テスコなどの巨大小売チェーンが強力なバインドパワーを発揮するなかで，いずれも農業生産者を原料供給者として下請化する動きが強まっており，これにどう対抗するかということが最大の課題となっている」(70) 等と指摘されるように，高付加価値化，事業多角化といった協同組合の対抗戦略は，「協同組合の「会社化」」としての「脱協同組合化」をもたらしているとも捉えられており (71)，協同組合は一層重要な存在になると同時に，変貌を余儀なくされているように感じられるのである (72)。そして，このような変質は，競争法規定の適用除外の根拠となってきた農業における協同の不可欠性，協同を通じて農業が発揮する公共性といったものを変貌させるものであるかもしれない。

また，協同組合のあり方，その存在感の程度は，農業構造全体に対して，大きな影響を及ぼすものである。家族農業経営との関係では，家族農

(70)　栗本昭「ヨーロッパの協同組合制度の動向」増田佳昭編『大転換期の総合JA―多様性の時代における制度的課題と戦略―』（家の光協会，2011年）141頁。

(71)　田中秀樹「脱協同組合化と生協の再構築―新しい生協像の模索―」クォータリー at 2 号（2005年）62頁以下参照。

(72)　田中秀樹は，現代の協同組合再編の要因及び方向性に関して，①国民国家レベルにおける農業保護体制の制度的産物であった協同組合が，グローバリゼーションや自由主義によって，多国籍食料資本と対等に競争せざるを得なくなることに伴う農協の会社化（伝統的協同組合の脱共同組合化（demutualization），②一方でポスト工業化段階において，協同のあり方が商品を結集軸としたものから，地域づくり等を課題としたより直接的な協同へとシフトしつつあること（新たなる協同組合化（new mutualism）），の並進を指摘する（田中秀樹『地域づくりと協同組合運動―食と農を協同でつなぐ―』（大月書店，2008年）26頁及び次頁，382頁参照）。

業経営が，通常需要を察知する能力の低さ等から市場の円滑さを阻害する者とされる一方で，農村景観の維持等の計量不能な価値の発揮において一定の意義が評価される中で，協同組合は，その双方を補完し，家族経営を市場の中で維持させる役割を果たしてきたと評価される(73)。また，この役割こそが，協同組合の競争法の例外であることの根拠に他ならない。しかし，市場への適応も非市場的価値の発揮もどちらについてもより高いレベルでパフォーマンスすることが農業部門に求められるようになり，協同組合的活動への期待が高まる時，このような家族経営を中心とした農業構造を維持し続けることは果たして可能だろうか。市場への対応力を高めるために，流通過程の縦の関係においても，生産者あるいは加工業者相互の内部における横の関係においても結合関係を強め，効率化を図るとき，今の生産構造は自ずと変化を被ることになるだろう。だからこそ，協同組合に対して，逆に，構成員の個としての側面を維持しつつ，非市場的目的の共有体として協同組合が機能することに期待を寄せる見解も一方で生じることになるのではないだろうか(74)。また，このように市場と協同組合的活動の動向について，緊張関係を全てか無かとして割り切らずとも，特に酪農経済においては安定性の確保が鍵であることから，一定のセーフティ・ネットが再設計されることで，この緊張関係の解消が図られることになるかもしれない(75)。市場経済への対応策として協同化を選択したEU酪農が，どこまでその対応力を発揮しうるのか，またその限界に直面したとき，さらにどのような展開がもたらされるのか，今後も注視する必要が

(73)　Zoeteweij-Turhan, *supra* note 22, p. 123.

(74)　L. Feng and G. Hendrikse, “On the Nature of a Cooperative — A System of Attributes Perspective—”, in G. Hendrikse, M. Tuunanen, J. Windsperger and G. Cliquet (eds.), *Strategy and Governance of Networks — Cooperatives, Franchising, and Strategic Alliances* —, (Heidelberg : Physica-Verlag, 2008), p. 17.

(75)　セーフティ・ネット的手法は，ヘルス・チェックにおいてだけでなく，酪農政策改革に関するハイ・レベル・グループ報告書においても，一定の評価を獲得している（High Level Group on Milk, *supra* note 65, p. 19.）。

あると考えられる。生乳クオータ制度あるいはそれに類似した制度の廃止に関する問題としては，EU 加盟国ではないものの，同種の政策についていち早く廃止し，市場化に着手したスイスの事例，クオータ制度を独自に運営しさしあたり継続するカナダの事例等から，教訓を引き出そうとする試みが国内外においてなされているが(76)，これらの成果から適切な情報を引き出しつつ，EU の政策展開に引き続き注目したい。

(76)　スイスについては，Zoeteweij-Turhan, *supra* note 22, Chapter 7 and 8. を，カナダについては，松原豊彦「カナダの農産物マーケティング・ボードと供給管理」村田武編著『食料主権のグランドデザイン』（農山漁村文化協会，2011 年）等を参照。